

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法第55条第13項の規定において準用する同条第9項の規定により次のとおり公告します。

令和4年10月5日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 施行地区

京都市伏見区横大路三栖池田屋敷町、同区横大路下三栖梶原町、同区横大路下三栖辻堂町及び同区横大路下三栖南郷の各全部並びに同区横大路下三栖東ノ口町、同区横大路三栖泥町跡町、同区横大路下三栖山殿、同区下鳥羽但馬町、同区横大路貴船、同区横大路天王後、同区横大路天王前、同区横大路朱雀、同区横大路芝生、同区横大路橋本、同区横大路鋤ノ本、同区横大路沼、同区横大路下三栖城ノ前町、同区横大路下三栖宮ノ後、同区横大路下三栖里ノ内及び同区横大路千両松町の各一部

4 事業施行期間

昭和61年3月27日から令和16年3月31日まで

5 事務所の所在地

京都市伏見区下鳥羽但馬町134番地

京都市建設局都市整備部南部区画整理事務所

6 事業計画の決定の年月日

昭和61年3月27日

7 事業計画の変更の年月日

令和4年9月28日

(南部区画整理事務所)